平成２６年（フ）第７８号
新潟市東区秋葉通２丁目3722番地238　市営住宅Ｇ棟506号
債務者　佐久間正美
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０９号
岐阜市東栄町３丁目25番地　藤和シティホームズ梅林1201号、住民票上の住所岐阜市北島５丁目12番８号
債務者　岩田由美子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１７号
岐阜市長森本町２丁目９番27号　サンハイム101号室
債務者　田淵　敏行
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１２１号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴2986番地１
債務者　外戸口武士
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２２号
岐阜県可児市徳野南１丁目150番地２　メゾンアクロポルⅡ―105、前住所岐阜県可児市下切3394番地１　フィロス202
債務者　髙木　直人
1　決定年月日時　平成26年４月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１８号
静岡県御前崎市塩原新田1205番地の１　南棟
債務者　匂坂富士子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第２１０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目22番914号
債務者　横田　信子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２９号
神戸市北区鈴蘭台西町２丁目15番６号
債務者　西島　知里
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２４６号
神戸市灘区大石東町４丁目１番７号　大石サンシャイン２Ａ号
債務者　坂口　志保（旧姓中川）
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８４号
兵庫県尼崎市蓬川町８番地　飛鳥グランドパレス206
債務者　向井　直子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市武庫元町１丁目１番10号ラ・フォーレ武庫203号
債務者　中野　裕子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６２号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6505番地６
債務者　牧　　里枝
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８６号
広島市安佐北区亀山２丁目８番27―103号　エルディム大下Ⅱ
債務者　冨樫　治郎
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１号
広島市中区十日市町１丁目１番30―401号　前田ビル
債務者　岩﨑　郁子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７号
北海道余市郡仁木町東町１丁目９番地10　みずほ32Ｂ棟22号室、住民票上の住所北海道余市郡仁木町東町１丁目９番地10
債務者　斉藤　正広
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第１５号
宮城県柴田郡柴田町大字下名生字剣塚101番地６
債務者　矢地　恭兵
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２６年（フ）第１０号
秋田県鹿角市尾去沢字沼田１番地２、前住所岩手県北上市上江釣子15地割62番地３　シティハイツ北上Ｂ―２号
債務者　渡部　雄飛
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
秋田地方裁判所大館支部